

NHK との受信契約締結義務をめぐる

【文 献 種 別】 判決／東京地方裁判所

【裁判年月日】 平成 27 年 10 月 29 日

【事 件 番 号】 平成 24 年（ワ）第 21479 号、平成 25 年（ワ）第 33124 号

【事 件 名】 放送受信料支払等請求事件（本訴）、放送送信行為差止等請求事件（反訴）

【裁 判 結 果】 一部認容、一部棄却

【参 照 法 令】 放送法 64 条 1 項、民法 414 条 2 項ただし書、民事執行法 174 条 1 項

【掲 載 誌】 判例集未登載

LEX/DB 文献番号 25541338

事実の概要**1 事案**

X（NHK）が、全国でホテルの経営を行っている Y に対し、①既に放送受信契約（以下、受信契約という）を締結しているホテルのテレビ受信機（以下、受信機という）について、平成 24 年 4 月から同年 7 月分の受信料合計 1,330 万 8,770 円の支払を求め、②他方で、放送受信契約を締結していないホテルの受信機について、主位的に、X の申込により放送受信契約が成立したこと、予備的に、Y の承諾に代わる判決によって受信契約が成立したことを理由に、Y が受信機を設置したことが明らかな平成 24 年 4 月から同年 7 月分に係る受信料合計 6,200 万 1,440 円の支払を求めた。

判決の要旨

「受信料の性質に、放送法の規定の文言、受信料が継続的に支払われるべき金員であることからすると、放送法 64 条 1 項の規定は、受信機設置者に放送受信契約を締結する義務を強制的に課したもの」であり、「X と放送受信契約を締結すべき私法上の義務を課したものと解する」。

「民法上、契約は、申込みと承諾の意思表示の合致によって成立するのであって（民法 521 条以下）、放送法において、放送受信契約についてこれに反する仕組みが採用されたものと解する根拠は見いだせない」。「受信機設置者が X による放送受信契約締結の申込みに応じない場合には、X は、放送受信契約締結の申込みに対する承諾義務の履行請求として、意思表示に代わる判決を求めることができる」。「民事執行法 174 条 1 項によっ

て、上記判決が確定した時に Y が上記承諾の意思表示をしたものとみなされるが、これによって成立する放送受信契約の内容は、放送受信規約によるべきところ、放送受信契約は、受信機の設置の日に成立するものとするとしてされている（規約 4 条 1 項）。「放送法 64 条 1 項は、放送受信契約の締結（成立）によって、受信料の支払に係る債権債務関係が受信機設置の時点に遡って認められることを前提とした規定である」。

「X は、ホテルのように多数の設置場所に受信機を設置している者が受信機全部の放送受信契約に応じない場合、差し当たってその一部についての放送受信契約の締結にも応じている。しかし、放送法 64 条 2 項は、「受信料を免除できる場合を限定していることを考え併せると」、「それは、段階的に残りの受信機についても放送受信契約の締結を促していく趣旨の下で行われているものであり、これを免除する趣旨で行われているとは認められない」。

二つの部屋として独立して客に提供する区画された部屋であるコネクトルームのそれぞれに受信機が設置されていても、「それが常に一つの客室として同一の客に提供されているのであれば、スイートルームと変わることはなく、そうだとすると、スイートルームと同様に、全体として一つの放送受信契約が成立するにすぎない」。

判例の解説**一 放送法 64 条 1 項の制定経緯**

戦前の無線電信法（大正 4 年制定）では、ラジオ放送を社団法人日本放送協会（旧 NHK）に独占させ民間放送局はなく、放送内容は政府により事

前検閲され管理統制されていた。受信機の設置につき国の許可制が採られ、違反に対しては罰則もあった。旧 NHK との受信契約締結を義務づける規定はなかったが、国から受信設備の設置許可を受けるためには、旧 NHK との受信契約書を提示することが必要であったため、事実上、受信契約の締結が必要であった。

戦後、GHQ 占領下において、NHK を国から独立した機関としその財源をどう確保するかが、放送法の制定に際して模索された。①昭和 23 年の第 2 回国会に提出された放送法案では、NHK の放送を受信できる受信設備を設置した者（以下、受信機設置者という）は「受信料を支払わねばならない」（6 条 1 項）、NHK は受信機設置者から「受信料を徴収することができる」（39 条 1 項本文）と、規定されていた。②その後、③昭和 24 年 3 月には、受信機設置者は「協会とその放送の受信についての契約を締結したもののみならず」（38 条 1 項本文）と改められ、④同年 10 月に閣議決定された法案では、受信機設置者は「協会とその放送の受信についての契約をしなければならない」（32 条 1 項本文）と修正され、これが現行 64 条 1 項となっている。

放送法の立法関係者によると、受信機設置者は「当然に受信料の債務を法律上負担するということも、なかなか難しいだろうと思います」、いろいろ議論しているうちに、「契約をしなければならない」と定めるだけで、それ以外に違反に対する罰則も契約締結を強制するための措置を一切定めない現在の形にしたと述べ、現行制度について「批判の余地があることを認めつつ、さしあたりこれにかわるべき適当な制度もない」という昭和 31 年臨時放送審議会答申を援用している¹⁾。

本来目指していたのは当初案の NHK への受信料徴収権限の付与であったが、これを「受信料の債務」と理解し契約に基づくことを必要と考え、契約を介在させるため契約締結を義務づけたという経緯のようである。しかし、契約上の債務というのは形だけであり、契約の成立は NHK に受信料徴収権限を付与するためのものに過ぎない。受信料は双務契約の対価的ではなく、「特殊な負担金」である²⁾。公的施設の利用でいえば、利用者に直截に利用料の支払を義務づけるか契約の締結を義務づけ契約上の債務とするかいずれも可能であり、前者の方式にしたら契約自由の原則に反す

るという必要はない。公的施設を利用する者に利用する以上料金支払を義務づけるのは不合理ではなく——利用しない者に契約締結義務を負わせるものではない——、これを医師などの締約義務とパラレルに議論する必要はない。

ただし、学説は契約自由の原則に拘泥し、契約締結義務を負わせることを疑問視し³⁾、「放送法 64 条 1 項をめぐる近時の裁判例は、契約自由に対する制限根拠を全く論じていないという点において、大きな問題がある」と評している⁴⁾。

二 受信契約締結義務

1 判例学説の状況

(1) 判例の状況

本判決を除いて、放送法 64 条 1 項について判断した判決は、①横浜地相模原支判平 25・6・27 判時 2200 号 120 頁、②東京地判平 25・7・17 判時 2210 号 56 頁、③横浜地川崎支判平 25・9・20（LEX/DB 文献番号 25501707）、④東京地判平 25・9・20（LEX/DB 文献番号 25501706）、⑤東京地判平 25・10・10 判タ 1419 号 340 頁、⑥東京高判平 25・10・30 判時 2203 号 34 頁、判タ 1396 号 96 頁 [判例①の控訴審判決]、⑦東京高判平 25・12・18 判時 2210 号 50 頁 [判例②の控訴審判決]、⑧東京高判平 26・1・23（ウェストロー）、⑨東京地判平 26・1・29（LEX/DB 文献番号 25517695）、⑩東京地判平 26・3・3（LEX/DB 文献番号 25518476）、⑪東京地判平 26・6・10（LEX/DB 文献番号 25522412）、⑫東京地判平 27・7・11（LEX/DB 文献番号 25541338）の 12 個がある。

判例は、本判決そして判例①から⑫まですべてが、放送法 64 条 1 項の規定は、受信機設置者に私法上の放送受信契約締結義務を課した規定と理解している。その理由は、①「契約をしなければならない」と規定した文言、②放送法の立法過程における公共放送という立法趣旨などである。被告側からは学説の訓示規定という主張が援用されても、どの判決も全く聞く耳を持たない。

(2) 学説の状況

(a) 法的義務肯定説 学説上、初めてこの問題に言及した河野教授は、「受信設備を設置しながら、契約の締結を拒否している者に対しては、放送法 32 条〔引用者注・現行 64 条〕1 項違反の状態にあり、NHK は受信契約の申込の意思表示を求める訴により契約関係を発生せしめる」こと

ができる」と述べていた⁵⁾。

(b) 法的義務否定説（訓示規定説） その後、法的義務性を否定する論稿が続く。①松本教授は、放送法 32 条（現 64 条）1 項を「自発的協力をすべき国民の努力義務を定めた訓示規定である」、「民法の大原則であるところの契約自由の原則を完全に制限して契約締結強制を行うのであれば、放送法 32 条 1 項のような単純な規定振りではなく、契約締結を強制するためのプロセスについてもきちんと規定しておくべきであった」と評する⁶⁾。また、谷江准教授は、比例原則の基準に従い厳格な基準の下で要件を充たせば、締結強制も認められるとして、比例原則の要件を分析・適用し、放送法 64 条 1 項は均衡性の要件を充たしておらず、契約の強制的成立という手法は、契約締結自由に対する過剰な介入となるため、介入には正当性が認められず、私法上の効力として契約の強制的成立を導くことはできないという⁷⁾。

2 検討

(1) 学説と判例の根本的断絶

判例と学説との間には宗教対立ごとき断絶にも近い評価の隔離が見られる。①学説の多くは、契約の締結強制という形式にアレルギー反応を起こし、NHK は国民の善意により自発的に支えられるべきであるという基本的スタンスである⁸⁾。②他方、判例は、NHK 事業の維持、NHK 番組を視聴している受信料不払者への非難、受信料を支払っている者との公平の確保といった観点に立っているという推測がされている⁹⁾。受信料を払わないのは悪ということを前提にしている。

私見は、契約としながら締結強制としたことを直ちには問題視しないことは先に述べたとおりである。むしろ、本当に受信契約をしない自由が保障されているのか、受信機設置者の他の自由を制限していないのか、という観点から現時点における放送法 64 条 1 項の評価を検討してみたい。

(2) 受信契約をしない自由また受信機設置者の他の自由の保障

公的施設につき利用するかどうかの自由が保障されている限り、利用する以上は料金を支払う義務を負うのは当然であることは先に述べたとおりである。同様に、NHK と受信契約をするかどうかの自由、また、受信機を利用して民間放送（民放）、ケーブルテレビ、インターネットを見るま

たゲームをする自由が保障されていれば、NHK を視聴するのなら契約をしろと求めるのは全く自然である。ところが、それが保障されていないのである。

無料の民放のプロレス放送や野球放送などだけを見たい、NHK は嫌いだから死んでも見たくないが、ケーブルテレビを契約して色々な放送を見たいと思っても、受信機を設置すると必ず NHK 受信がセットになってしまうのである。NHK との受信契約をしない自由が保障されていないのである。受信契約をしたくなければ受信機を買わなければよいが、それでは民放やケーブルテレビを見る自由、テレビゲームをする自由を放棄させられることになる。

放送法が制定された昭和 25 年の当初とは、2 つの大きな変化がありこれは見過ごせない。①まず、受信機利用における NHK 視聴目的の地位の絶対的な低下がある。NHK 視聴が主目的ではなくむしろ余計と感じる国民が多くなっている（イラネッチケーという装置が販売されたと聞く）。②また、スクランブルをかけ、受信契約をしないと NHK は受信できないとするなどのことが技術上可能になっている。

(3) 結論

昭和 25 年当時には、テレビ放送は戦後復興の一環として社会的に支持され、受信料も社会的に許容されていたかもしれない。放送法 64 条（当時は 32 条）1 項は私法上の義務を規定したものと解しても不合理ではなかった。しかし、上述のように、時代が変わりその背景ないし基礎たる状況が大きく変わってきている。法も時代に合わせて解釈により変えられるべきことは、放送法にもあてはまる。スクランブルをかけるなどして NHK と受信契約をしなければ視聴できない形にして、放送法を、受信契約をするかどうかは自由であり、受信契約をした者は受信料の支払を義務づけられるものと改正し、不正な方法で視聴をしている者について罰則を用意すべきである。このような対処が可能なのに、憲法違反とでもいうべき状態になっている現行放送法 64 条 1 項は、その効力を認めることはできない。

司法が放送法 64 条 1 項にお墨付きを与えて存命を図るよりも、お灸をすえる判決を出して改正を緊急の問題として促すほうが国民のため公共のためになるように思われる。国民のコンセンサス

に基づかない「公共」論は疑問である。

三 その他の問題点

放送法 64 条 1 項の効力を否定すれば、その解釈をめぐる議論はもはや不要である。そこで、以下には、仮に放送法 64 条 1 項が有効で私法上の義務として認められるとしたら、という仮定で検討をしていく。まず、NHK が一方的な意思表示で受信契約を成立させることはできないとした本判決は適切である。一方的な受信契約の成立を認める判例⑥があるが、それ以外の判例はすべて否定しており、学説も賛成する意見を聞かない。

次に、NHK は、民法 414 条 2 項ただし書（民事執行法 174 条）により受信機設置者に対して受信契約締結を強制できるのかについては、判例⑥は別として——判例⑫は契約締結事例——すべての判例はこれを肯定する。私法上の義務だと認められるとしたら、強制ができなければここでの性質上意味がなく、不法行為上の賠償責任の行為規範として機能させるだけでは十分ではない。学説は私法上の義務と認めないので論外になるが、判例評釈では慎重な意見が主流といえようか。

契約の成立時期を受信機設置時期としていることはどう考えるべきであろうか。意思表示に代わる判決は確定により効力を生じ、その時点で受信契約が成立するはずであるが、放送受信規約 4 条 1 項が受信機設置時に契約が成立すると規定しているため、他の判決ではこれが根拠にされている。本判決は、放送法 64 条 1 項から導かれるとまで述べており、この点は初めてである。放送受信規約がなくても同項の解釈により同様の結論を導き出さうというかのようである。

しかし、まず放送受信規約は契約約款に過ぎず、成立するかどうか、いつ成立するかを規定できるかは疑問である。放送法 64 条 1 項が受信機設置により当然契約の成立を認める方式にできなかったため、それを解釈で実質的に実現することは無理ではなかろうか。契約とは名ばかりで実質的には負担金支払義務に過ぎないので、受信機設置により契約の当然の成立を認める方式によれば問題はなかった。ただし、今の技術を前提とすればそれは迂遠であり、スクランブルなど契約をした者のみが NHK を視聴できるという方式に法改正がなされるべきである。確かにそうになったら受信契約をする者は減り、NHK の財源は破たんすること

は目に見えている。最善の方法は税負担方式により広く浅く国民に負担させる方法であると思われる。戦争放棄を宣言する平和憲法下でのこれまでの実績を見る限り、戦前の反省を踏まえた独立機関による運営にいつまでも拘泥する必要はない。

さらに、契約の個数もホテルの場合にはどうか不明であり、放送法 64 条 1 項の解釈に任されることになる。この問題もホテル事業の国際競争力の確保といった政策的考慮も交えて立法により解決がされるべきである。契約約款である放送受信規約で一方的に定められる問題ではない。政令がない以上は、放送法の解釈により司法により決定されるべきである。そうである以上、ホテルの稼働率を考慮して締結された本件 X Y 間の契約は、放送法 64 条 1 項に違反するとは断言できないのであり——むしろ合理的扱いである——、これを免除と扱う本判決は適切ではない。

●——注

- 1) 放送法制立法過程研究会『資料・占領下の放送立法』（東京大学出版会、1980 年）441 頁。
- 2) 東京高判平 22・6・29 判時 2104 号 40 頁は、受信料は「特殊法人に徴収権を認めた特殊な負担金」であり、「受信料の支払義務を発生させるための法技術として受信設備の設置者と X との放送受信契約の締結強制という手法を採用した」に過ぎないと認める。
- 3) 内山敏和「NHK 受信契約の成立」現代消費者法 24 号（2014 年）96 頁以下参照。
- 4) 谷江陽介『契約締結の理論』（日本評論社、2016 年）4 頁。
- 5) 河野弘矩「NHK 受信契約」『現代契約法大系第 7 巻』（有斐閣、1984 年）251 頁。
- 6) 松本恒雄「締結強制の私法上の効果」布井千博ほか編『会社法・金融法の新展開』（中央経済社、2009 年）438～439 頁。
- 7) 谷江陽介「放送法 64 条 1 項違反の私法上の効力」東海 45 号（2011 年）73 頁以下（同・前掲注 4）書 141 頁以下）。この後、判例⑥の評釈において、土岐孝宏「判批」法セ 710 号（2014 年）109 頁は、「善意により自発的に支えられること」を NHK の本質と強調する。評釈としては判例に賛成することなく、慎重な評釈が多い。
- 8) 異例な学説として、錦織成史「判批」リマークス 50 号（2015 年）17 頁は、放送法 64 条 1 項を命令規範として、受信契約の申込の不実行を不法行為とし、NHK に受信料と同一の損害を認める。
- 9) 宮野勉「判批」『民事判例 IX 2014 年前期』（日本評論社、2014 年）87 頁。